

# 第7期札幌市子どもの権利委員会 第1回委員会

## 会 議 録

日 時：2023年7月20日（木）午後6時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから第7期札幌市子どもの権利委員会第1回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の山縣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、会場の声をオンラインでご参加の委員の方にお届けするためにマイクを使用しております。皆様にご発言いただく際は、マイクをお渡ししますので、マイクでご発言をお願いいたします。会場では肉声の声と重なって聞こえているのですけれども、これはマイクの不具合ではございませんので、どうぞご了承ください。

本日の委員の出欠状況でございます。

本日は、千葉委員から欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員数14名のところ、現段階では参加委員数13名で、委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日、K委員には、オンラインでご出席いただいております。

オンラインでご出席の委員におかれましては、会議中にご自身が発言される場面以外ではミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご質問やご意見がある際は、挙手いただきまして、進行役がご指名いたしましたらミュートを解除してご発言をお願いいたします。

議事に先立ちまして、第7期委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日となります。

委嘱状の交付につきましては、本来、皆様お一人ずつにお渡しさせていただくところでございますけれども、この後の審議の時間を考慮し、あらかじめ送付させていただきました。

恐れ入りますが、お席の順に時計回りに、お名前と、差し支えない範囲でご職業、肩書などをおっしゃっていただければと思いますので、自己紹介をよろしくお願いいたします。

まず、会場の皆様からお願いして、次にオンラインの方という順に進めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○B委員 こんばんは。

初めまして、公募委員のBと申します。

職業は、北海道大学の准教授で、研究分野は、発達心理学と子どもの教育です。

今回は公募委員ということで、また、今日は娘を連れてくることになったのも、ひとり親という家庭事情で、この時間の保育がなかなか難しかったので、留意していただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○D委員 こんにちは。

初めまして、社会福祉法人児童養護施設羊ヶ丘養護園の施設長のDでございます。

初めてのことで、ちょっとときどきしているのだけれども、いろいろなことを勉強させていただければなと思っております。今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

○F委員 こんにちは。

初めまして、東区にあるあゆみ幼稚園で教頭職に就いていますFと申します。

私も初めてのことで、何ができるかは分からないのですが、学ばせていただきたいと思い、応募させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○H委員 こんにちは。

初めまして、北海道社会福祉法協議会のHと申します。

私も、何分、委員として参加するのは初めてなので、慣れていないのでちょっとときどきしているのですけれども、これから2年間、どうぞよろしく願いいたします。

○J委員 こんにちは。

北翔大学のJと申します。

私も初めてなので、何ができるかなというふうに思っているのですけれども、できる限り力になりたいと考えております。

養護教諭を養成するコースにいまして、保健室の先生になる人たちを育てています。どうぞよろしく願いいたします。

○寺島委員 皆さん、こんにちは。

北海学園大学法学部教授をいたしております寺島壽一と申します。

専門は、憲法学でございます。

第6期に引き続いて、今期、第7期も委員を務めさせていただくこととなりました。どうぞよろしく願い申し上げます。

○L委員 皆さん、こんにちは。

札幌南高校1年のLです。

私も公募委員として初めての参加で、緊張している部分はたくさんあるのですが、今も学校の勉強で教育学について独自で学んでいたりもするので、いろいろなことを学んで吸収していきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○A委員 こんにちは。

初めまして、札幌PTA協議会副会長をしておりますAと申します。

今年度より札幌市PTA協議会の副会長を務めることになりました。

私は、子どもが通っている小学校でPTAを9年ぐらい続けていますが、市P協は初めてで、こういった場も慣れていないので、すごく緊張しているのですが、たくさん学ばせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○C委員 初めまして、札幌弁護士会の子どもの権利委員会所属の弁護士のCです。

私は、第6期から委員をやっているのですけれども、オンラインだったので、今回は初

めてこちらに出席して参加いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○E委員 開成中等教育学校5年のEと申します。

私の家が里親をやっている、一つの側面から子どもの権利ということに関しては少し考えているつもりではあるので、その面から少しでも話したり、いろいろなことを聞けたらなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○G委員 藤女子高校1年のGと申します。

今日は暑い中ですが、皆さんと一緒に吸収させていただければと思います。お願いします。

○I委員 皆様、こんばんは。

中学校長会で事務局次長をしております札幌市立西陵中学校の校長のIと申します。

私も初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○K委員 皆さん、初めまして。

私は、札幌主任児童委員連絡会を代表しまして出席させていただいておりますKと申します。

私は、第4期の任期途中から子どもの権利委員会の委員になりましたので、かなりの年数を委員を務めさせていただいてきました。

私自身も小・中学校で不登校やいじめの経験がございまして、そういった過去の当事者の経験がある立場からも少しでもお役に立てればということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、佐藤子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○佐藤子ども育成部長 皆さん、こんばんは。

子ども育成部長の佐藤です。

まずは、このたび、第7期札幌市子どもの権利委員会第1回目の会議に、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

コロナ禍であったこともあり、このように対面で開催するのは実は3年ぶりになっています。このようにフェース・ツー・フェースでお話しできることは大変うれしく感じています。

皆さんもご存じかと思いますが、今年4月に、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されています。そちらの法律の中では、地方自治体が子ども施策を策定に当たっては、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。この点、札幌市は、平成20年に、これの取組の根拠となってくるものでもある子どもの権利条例が制定されています。それで、早くから子どもの意見の反映に力を注いできたところではあります。

この委員会も、実はそういった取組の一つとして設置されており、今日も高校生の方々に参加いただいておりますけれども、その方々も大人と同じ立場に立って子どもの施策をど

うしたらいいかを自分の言葉で意見を述べる、そんな画期的な会議となっております。

私たちは、子どもの権利が大切にされる、そんな社会を目指して、これからも子ども施策を充実していきたいと考えています。そのためにも、ぜひとも皆さんから忌憚のないご発言、こんなことが分からないということでも構いません。自由にご意見をいただいて、次につながる施策を行っていきたくと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

本日、子どもの権利救済事務局から原代表救済委員が出席予定でございましたが、所用により欠席しております。

続きまして、子ども未来局子ども育成部から、今、ご挨拶申し上げました佐藤子ども育成部長です。

それから、月宮子ども企画課長です。

引地子どものくらし・若者支援担当課長です。

そして、子どもの権利推進課長の私、山縣でございます。

なお、佐藤子ども育成部長は、子どもの権利救済事務局長、私は、子どもの権利救済事務局次長を兼務しております。

続きまして、児童相談所から藤崎家庭支援課長でございます。

教育委員会からは、教育課程担当課、児童生徒担当課、教育相談担当課、教職員育成担当課より、担当係長、主事の4名が参加しております。

本日出席の職員の紹介は、以上でございます。

## 2. 正副委員長の選任

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 続きまして、委員長、副委員長の選出をさせていただきたいと思っております。

委員長、副委員長につきましては、委員の方々の互選により決めることとされておりますので、委員の皆様からご意見があればお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） C委員とK委員からお手が挙がりまして、まず、C委員からお願いいたします。

○C委員 憲法を専攻されておまして、第6期も委員をされておりますので、寺島委員を委員長として推薦したいと思っております。

○K委員 私も同様でしたので、問題ございません。

学識経験者という立場から、法律の先生にお願いしたほうがいいと思われましたので、寺島委員を推薦したいと思っております。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） C委員、K委員から、委員長に寺島委員をとの

ご意見がありました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) それでは、委員長は寺島委員にお願いすることとさせていただきます。

続いて、副委員長について、ご意見はございませんか。

○K委員 やはり、校長会からなっただくのが一番よろしいのではないかと思いますので、ぜひ校長会から副委員長を選任していただきたいとお願いします。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) ほかにございませんか。

○寺島委員長 副委員長についてご意見を申し上げます。

今、K委員からご意見がありましたように、教育現場で子どもと接する機会の多い校長会からご参加の委員が適任であると存じます。

第6期は中学校長会の委員の方にお務めいただきましたので、今回は小学校長会の千葉委員にお願いするのがいいのではないかと存じます。

千葉委員は、本日、ご欠席ですけれども、推薦させていただきました場合はお引き受けいただけるというご内諾をいただいております。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) ただいま、寺島委員から副委員長に千葉委員をとのご意見がありました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) それでは、副委員長は千葉委員にお願いすることとさせていただきます。

千葉委員には、後日、改めて副委員長に選出されたことをご連絡いたします。

寺島委員には、委員長席にお移りいただきまして、一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。

なお、その後の進行につきましては、寺島委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

[委員長は所定の席に着く]

○寺島委員長 ただいま委員長に選出いただきました寺島でございます。

先ほど、C委員のご発言でもご紹介いただきましたように、私も第6期から委員を務めさせていただいております。子どもの権利をめぐる様々な課題につきまして、この委員会を通じて再認識しておりますとともに、多くのことを学ばせていただきました。それらの課題への対応、さらなる課題について、皆様からいろいろと教えていただけると大変ありがたく存じます。

委員長を務めさせていただきますのは今期が初めてでございます。何かと至らない点あるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

### 3. 事務局説明

○寺島委員長 それでは、議事に先立ちまして、本日の資料の確認と子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組について、事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 本日の資料ですが、まず、資料1-1、子どもの権利委員会について、資料1-2、子どもの権利についてというパワーポイントを印刷した資料、それから、資料2、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和4年度取組状況報告書の三つとなります。

ご確認をお願いします。

なお、本日は、このほかに、子どもの権利条例の条文解説、パンフレットなどを机の上に置かせていただいております。

資料は皆様に事前に送付させていただいておりますが、お手元がない方はお知らせ願います。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組について説明させていただきます。

まず、初めに、資料1-1、子どもの権利委員会についてという1枚物の資料をご覧ください。

まず、1の設置根拠でございます。

この子どもの権利委員会は、札幌市の附属機関として札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、通称、子どもの権利条例に基づいて設置された子どもの権利に関する施策の充実や検証のための審議会です。

2の権利委員会の役割についてです。

子どもの権利に関する推進計画について意見を述べることと、子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況を調査、審議することの大きく二つです。

第7期委員の皆様は審議いただく具体的な事項としては、主に三つ予定しております。

まず、(1)の子どもの権利に関する推進計画の策定に関することです。

この計画は、子どもの権利の保障を進めるための総合的な推進計画として平成22年度に第1次計画が策定されまして、現計画の平成31年に策定した第3次計画の計画期間が令和2年度から令和6年度までとなっております。このため、次の第4期計画策定に向けて、今年度、子どもに関する実態意識調査を実施し、その結果を踏まえ、来年度に計画を策定する予定であります。皆様には、調査項目や調査結果、計画素案について、ご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、(2)子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査・審議に関することです。

条例制定時の附帯決議により、年に1回、推進計画に基づく子どもの権利に関する取組

状況を議会に報告しております。この議会報告に先立ち、委員の皆様には、前年度の子どもの権利に関する取組状況をまとめた報告について評価やご意見をいただいております。本日は、令和4年度の取組状況報告を議題とさせていただきます。

(3) 今年度策定を予定しております(仮称)第2次札幌市子どもの貧困対策計画の素案について、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、その下、3の委員構成につきましては、委員名簿に記載のとおり、人権や福祉、教育等の分野で学識経験のある方のほか、大人3名、高校生3名の公募委員を含めまして、計14名の方々に委員としてご就任をいただいております。

その下、4の委員の任期ですが、2年となっております。

裏面へ参りまして、5の委員会の実施状況です。

まず、開催方法に関して、会議は、通常、子ども未来局が入っているバスセンタービル、あるいは、ここ市役所本庁舎などで開催しております。都合により対面での会議参加が難しい場合は、お申し出いただければ、オンラインによる参加も可能となっております。

時間は平日の夕方18時頃から2時間程度としておりますが、委員の皆様のご都合を事前に確認の上、決定させていただきます。

その他、会議は原則として公開で行っておりますので、一般の方や報道機関の方が傍聴できる状態となっております。

ただし、個人情報を含む場合などは、委員会として決定の上、非公開とすることも可能です。

会議録は、事前確認をいただいた上で、ホームページで公開します。

委員名簿や開催日のお知らせなどもホームページに掲載しますが、会議録に関して発言者のお名前は、基本的に、A委員、B委員といった形で匿名で公開しております。

過去の開催状況について、その下、(2)にあります。参考までということで記載しております。

子どもの権利委員会については、以上となります。

引き続き、資料1-2、子どもの権利についてというパワーポイントを印刷したものに移らせていただきます。

画面にも一応表示させていただいておりますので、いずれかでご覧ください。

子どもの権利条例については、既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、第7期最初の権利委員会でもありますので、そもそもの子どもの権利についての考え方、札幌市の考え方を含め、再確認を兼ねてお聞きいただければと思います。

なお、この資料は、札幌市の取組を市民の方々に紹介する出前講座などに使用する資料の一つとなっております。

まず、札幌市が子どもの権利条例を制定した背景です。

平成元年に国連で子どもの基本的人権を国際的に保障するものとして、子どもの権利条約が採択されました。

日本は、平成6年に批准し、現在までにおよそ200の国や地域で批准されています。

札幌市は、日本国憲法と子どもの権利条約の理念に基づき、平成20年に、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、略して、子どもの権利条例を制定しました。条例は、子どもの権利を保障するための大人の役割や市の取組、権利の侵害からの救済について定めています。

条約は、世界の様々な国々が対象となるため、今の日本の状態にはすぐ当てはまらないような部分も含まれております。また、条約ではやや難しい言葉遣いがされている部分もありますので、条例では、こうしたところを子どもにも分かりやすい表現に努めています。条例や法律などの条文には珍しいのですが、文章の語尾をですます調にしております。こうしたところも、子どもたちに親しみを持ってもらうための工夫の一つとなっております。

表現は違うのですが、条例の基本的な考えは子どもの権利条約と同じようなものとなっております。

では、そもそも子どもの権利とはどのようなものかということですが、ここでいう権利とは、自由に生きること、差別されないこと、健康で文化的な生活を送ることなど、誰もが生まれながらに持っている基本的人権を指します。

この権利は、大人にも子どもにも一人一人に同じように認められ、尊重されるべきものです。それなのに、あえて「子どもの」とついているのは、大人とは少し違う子どもという存在への配慮に基づくものとなっております。

子どもがどのような存在かというのを考えてみますと、可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、大人へと成長、発達する途中の未熟でまだ弱い存在であると言えます。このため、子どもの権利について考えるときは、子どもも大人と同じ権利の主体として尊重するとともに、大人とは少し違う保護の対象として、大人が適切に守り、支え、育てるといった配慮とのバランスが大切になります。

ここで、このスライドですが、そのような条例の考えを読みやすく4コマ漫画にしたKenri Bookという冊子がございます、その冊子から引用したものが、今、お配りしているものになります。

登場人物は、きらり君という名前の子ですが、何でもやってあげるから自分でしないで言いなさいと言うお母さんと、一々聞かないで自分でやりなさいと言うお父さんが方針の違いでけんかしていて、きらり君はどうすればいいのというふうに困っています。

子どもの成長、自立のためには、何でもやってあげるか、放任するか、どちらかに偏るのではなく、子どもの話をよく聞き、することを見守り、必要に応じてサポートするといった、そっと背中を押すような関わりが望ましいということがここで示されています。

条例では、子どもの権利を大きく四つの権利に分け、子どもの成長と発達のために大切な権利として保障されなければならないと定めています。一つ目は、安心して生きる権利、二つ目は、自分らしく生きる権利、三つ目は、豊かに育つ権利、四つ目は、参加する権利です。

一方で、これらの権利を実際に主張するとき、行使するときに忘れてはならないことを、この漫画で紹介しています。

お父さんとお母さんが互いに自分の権利を主張し合いして言い合いになって聞いていたきりり君が、権利ってわがままなことかと思ってしまったようです。

権利を主張し、行使するときには、権利は自分だけでなく他人も持っていること、それをお互いに尊重する気持ちを持つこと、そして、権利と権利がぶつかった場合に話し合いなどで解決する、つまり調整するといったことが必要になります。話し合うためには、自分の意見を相手に伝え、相手の意見を聞き、調整によって決まったことはお互いに守らなければなりません。子どもは、そうした経験を通して規範意識を身につけることができるのであり、子どもの権利を大切にすること、わがままを助長することではないということをここで示しています。

権利条例では、大人の役割について定めています。

大人には子どもの思いや考えを十分受け止め、子どもにとって何が最もよいことか、子どもの最善の利益を常に考慮し、子どもとともに考え、支援するという役割があります。

そこで、また、漫画の紹介です。

大人の役割の例になります。

漫画では、きりり君がちょっと失敗したり間違ったりしたら、何をやっても駄目な子ということで、お父さん、お母さんから怒られています。そんなことが続くうちに、きりり君は、どうせ何をやっても駄目なんだと自分に自信を持てなくなってしまいました。

ここでは、子どもがたとえ失敗したとしても、大人が子どもの思いや考えを受け止めた上で応援しているよと伝えていくことが大人の役割であり、その繰り返しによって子どもはちょっと苦手なこともある自分を受け入れ、前向きな気持ちでいろいろなことにチャレンジできるようになるということを示しています。

また、大人の役割の別な例になります。

夕食に好きなハンバーグと嫌いな付け合わせのニンジン出たきりり君は、食べない権利があるという主張をしています。お母さんに食べないならおやつをあげないわよとしかられ、お母さんの言うことを聞かなかつたら罰としておやつがもらえないというふうに感じています。

こういうときに、頭ごなしにしかるのではなく、体にいいものだから苦手なものも少しずつ食べられるようにしようねというふうに、子どもの気持ちを受け止めつつ、なぜお母さんがそういうふうにか理由を伝えれば、子どもも自分のことを考えて言っているのだと理解できるかもしれません。こうした子どもの成長、発達段階に応じて、その子どもに何が最も必要なことなのか、子どもの最善の利益を考慮しながら関わっていくことも大切な大人の役割です。

もう一つ、大人の役割です。

子どもが将来スポーツ選手になりたいと言うのに対して、お母さんは無理だと言い、お

父さんは新聞を見ながら背中を向けて笑っています。両親からこのように言われたことで、きりり君は、どうせ僕なんてやっても無駄だしと自信を喪失して、いわゆる自己肯定感や意欲が低くなってしまいました。

もちろん、場合によっては、現実的に実現が難しい事柄もあるかと思われませんが、子どもの意欲を認め、アドバイスをするなどして、子どものチャレンジを応援していくということが子どもの健やかな成長や自立のために必要だというのが条例の考え方になっています。

最後に、もう一つ、大人の役割です。

先生に何か意見がある人というふうに聞かれ、きりり君は手を挙げて意見を言ったのですが、先生から時間が足りないから無理という一言で却下されてしまいました。

子どもの意見を大切にすることとは、子どもの言ったことを全てかなえなければならないということではなく、意見を受け止め、判断し、判断した理由と併せて結果を伝えるということです。子どもは、たとえ自分の意見がそのままの形で通らなかったとしても、大人からきちんと理由を説明してもらうことで納得して次のステップに進むことができますし、それを繰り返すことによって、子どもと大人の信頼関係が深まるとともに、子どもにとっては、考えたり、意見を言ったりする訓練となります。

この場面は学校なのですが、家庭や地域、市政などでも同じことが言えると考えています。

次に、権利条例が目指しているものについてお話しさせていただきますが、一つ目は、子どもの自立した社会性のある大人への成長を支援することです。

子どもが適切な判断材料や情報収集、選択し、判断した上で、自分の行動に責任を持つという自立性だけではなく、ほかの人のことも考えられるような大人へと成長していくために、環境を整え、適切な支援を行うことは大人の責務です。

二つ目は、子どもの視点に立ったまちづくりを進めることです。

全ての人にとって優しい、暮らしやすいまちづくりには、市民の一員としての子どもの視点が欠かせません。このため、子どもがまちづくりなど、自分に関わることに参加し、意見表明する機会を大切にし、子どもの声に耳を傾け、意見を尊重する必要があります。

札幌市では、行政計画を策定する際に、子ども向けのパブリックコメントを実施しており、地域や学校などからも協力をいただきながら、様々な事業に子どもが参加する取組を進めています。

三つ目は、子どもの権利の侵害からの救済です。

いじめや虐待といった権利の侵害が起こらないように防止することはもちろん大切なことですが、実際に苦しい、つらい思いをしている子どももいます。そのような場合に、子どもが1人で抱え込まずに助けてと言えることも大切なことです。子どもが困ったときには、家族や学校の先生に相談することが多いと思われませんが、逆に、身近なところには相談しづらいこともあるかもしれません。そうしたときのために、札幌市では、子どもの権

利救済機関として、子どもアシストセンターを設置し、子どもに関わる様々な相談に応じています。子どもたちに困ったときの相談先として知ってもらうために、毎年、子どもアシストセンターのカードやパンフレットを学校で配付しているほか、企業の協力も得ながら広報に努めています。

令和4年度の子どもアシストセンターの相談状況については、後ほど、本日の議題の中でご説明させていただきますので、省略させていただきます。

子どもアシストセンターの相談方法ですが、電話、Eメール、面談、LINEの四つです。

令和4年度の子どもからの相談方法の内訳は、LINEが全体の63.8%を占め、電話やメールによる相談よりも多くなっています。

子どもアシストセンターの相談対応へのほか、ヤングケアラー支援や学校や児童相談所が行っているいじめや虐待への対応なども、子どもの権利を守るための大切な取組でございますので、これらについても後ほど説明いたします。

ここからは、子どもの権利に関わる取組を幾つか紹介いたします。

初めにご紹介する子ども議会では、子ども議員がテーマごとにグループに分かれ、札幌のまちづくりについて、大学生のサポーターとともに、話し合いや勉強を重ね、まとめた意見を市長に報告しています。

また、子どもの提案・意見募集ハガキを学校や公共施設に配付し、市政への提案や意見を募集しています。いただいた意見は、市の考えなどと合わせて、広報誌の子ども通信や子どもの権利ニュースに載せて学校などに配付しています。

そのほかですが、子どもたちから子どもの権利をテーマとした川柳とポスター作品を募集しています。札幌では、11月20日を子どもの権利の日と定めており、11月に入選作品を札幌市内3か所で展示するほか、優秀作品はカレンダーにして学校などに配付しています。

最後となりますが、子どもたちが子どもの権利の大切さについて学び、理解を深めることを目的に、子どもの権利パンフレットを配付しています。こちらは、毎年、小学4年生と中学1年生全員に配付しているものです。ワークシート形式で、子どもたちが考え、話し合いながら、子どもの権利について学習できる内容となっております。

子どもの権利条例や取組についての説明は、以上となります。

○寺島委員長 ただいまご説明のありました内容につきまして、何かご質問あるいは確認事項はございませんか。

○B委員 資料1-2の9ページの条例が目指すもの、令和4年度子どもからの相談方法の内訳は、何歳ぐらいの子どもたちが実際相談に来るのが興味があります。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 昨年度のデータですが、約4割が小学生となっております。次に多いのが中学生で、37%、高校生が10%ちょっとという内訳です。小・中学生が多い感じですが。

○B委員 この方法で小学校の低学年もいるのですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） そうですね。低学年のお子さんもうらっしゃいます。今、手元にデータがなくて申し訳ございませんが、低学年から高学年まで幅広く相談を受けております。

○B委員 相談内容は、優劣をつけるわけではないのですけれども、かなり緊急を要するような内容が多かったですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 本当にいろいろな相談がありまして、中には、虐待などの緊急を要するようなものもありますが、内容としては、気持ちを聞いてもらったことで安心したというものが多くあります。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

#### 4. 議 事

○寺島委員長 それでは、次に、議事に入ります。

本日の議題は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和4年度取組状況の報告について、この1点でございます。

これにつきましても、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和4年度取組状況の報告についてご説明させていただきます。

お手元の資料2、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和4年度取組状況の報告書をご覧ください。

今回は、令和4年度の取組状況の報告ということで、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の中での3年目の取組状況報告となります。

計画では、子どもの権利を大切にす環境の充実という目標の達成に向けて、目次をご覧いただきたいのですが、基本施策1、基本施策2、基本施策3、基本施策4と四つございまして、それぞれに沿って具体的な取組を展開しております。この報告書は、令和4年度の取組について、その概要と具体的な取組内容を報告するものでございます。

それでは、早速ですが、1ページをご覧ください。

取組の概要からご説明いたします。

まず、上段の子どもの権利の普及啓発の取組についてです。

白丸一つ目、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、子ども議会に子ども議員23名、サポーター9名が参加し、札幌のまちづくりについて考えた成果を市長に直接報告しました。

また、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキを学校などに配付し、寄せられ

た計200通の意見の概要や、それに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報誌に掲載しました。

このほか、各局・区において、子どもを対象としたアンケート、懇話会、ワークショップを実施しました。

白丸二つ目、主な理解促進・意識向上の取組としましては、子ども同士のグループワークなど、授業でも活用できるパンフレットを、教育委員会と連携して小学4年生と中学1年生全員に配付いたしました。

また、市内の認可保育所・幼稚園等の3歳児クラスの保護者を対象に、乳幼児の保護者向けリーフレットを配付しました。

このほか、市内3か所において、子どもたちから作品を募集した子どもの権利せんりゅう・ポスター展を開催しました。

続いて、中段の子どもの権利に関する推進計画の成果指標の状況についてです。

令和2年度以降、毎年、子ども・子育てに関する市民アンケート調査を行って、成果指標の状況を把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用しています。

調査結果から、子どもの権利の認知度は、平成30年度の当初値に比べ、子ども、大人共上昇しており、子どもの権利の認識は広がりつつあることがうかがえます。

ですが、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」については、子どもでは低下しており、大人でも横ばいであり、これには、いじめ、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの子どもの権利に関わる社会課題の顕在化に加えまして、3年にわたるコロナ禍により、子どもに向けた取組の多くが制限されたことも大きく影響していると考えております。

令和5年度は、引き続き、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、こども基本法の施行を踏まえまして、全庁における子どもの意見表明機会の取組のさらなる促進を図っていきます。

また、子どもの権利の認知度向上及び理解促進に向けた普及啓発をはじめ、いじめ、虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層、子どもの権利が大切にされる社会を目指してまいります。

続きまして、2ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターが行っている子どもの権利侵害からの救済の取組でございます。

子どもアシストセンターには、子どもやその保護者などから様々な相談が寄せられます。そして、その相談者の思いを受け止め、寄り添い、共に考えながら、子どもが次のステップを踏めるよう、助言、支援しております。

それでは、令和4年度の取組状況につきまして説明させていただきます。

まず、白丸一つ目の相談件数になります。

実件数、すなわち相談者数が1,136件で、前年度に比べて19.8%増、延べ件数、

すなわち総相談件数が2,705件で、前年度と比べて6.3%減となっています。

実件数が増えたことにつきましては、後ほど、白丸の四つ目で説明いたしますが、子どもへの広報カードの配付回数を増やしたなどの広報活動が寄与したものと考えております。

また、実件数が増えたにもかかわらず、延べ件数が減っていますが、これは1人当たりの相談回数が減っていることを意味しますので、相談回数を多く要する内容の相談が減り、早期解決に至ったことによるものと考えています。

続きまして、白丸二つ目、「調整活動」の件数でございます。

行政から独立した第三者機関として、子どもアシストセンターでは、相談や救済の申立ての中で、必要であれば、調整ということで、関係機関に働きかけを行う活動をしておりまして、その件数になります。

22件ということで実施しておりまして、そのうち10件は、小・中・高等学校を調整先としております。

こちらは資料に記載はございませんが、主な内容としましては、いじめですとか友人間でのトラブル、それから、学校の教師とのトラブル、不登校など、様々でございます。ただ、調整活動は責任の追及ではなく、当事者同士の前向きな対話によって、子どもの置かれた状況が改善に向かうようにつなぐための活動を行っております。

その下、白丸三つ目の救済の申立ては、1件寄せられましたが、申立て内容が医療的ケア児童への制度改善に関することとして、この内容が国の政策的な判断に大きく影響をしておりましたことから、調査することが適当でない認められる事案ということで、権利条例第38条第7号によりまして、調査対象外という扱いとなったものでございます。

最後に、白丸四つ目の新たな広報活動等としましては、新学期に加えまして、新学期開始後6か月経過した時期にも子どもにカードを配付したほか、3年ぶりに児童会館において、紙の人形劇、ペープサートというものですが、それを演じる子ども出前講座を再開しました。

また、子どもが分かりやすいように、子どもアシストセンターの子ども向けホームページのデザインをリニューアルし、さらに、夏休み、冬休みの終了時期には、LINE広告を配信し、年間を通じた切れ目ない広報に努めたところでございます。

今後も、効果的かつ切れ目ない広報活動を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組でございます。

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業を推進すると併せまして、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ、不登校への対応などを通して、子どもの安全と学びのための環境づくりも進めているところでございます。

白丸の教職員向け研修でございますが、教職員が権利条例についての理解を深められる

よう、新任管理職研修や1年次研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、いじめ、不登校への対応やピアサポートに関する講座などを実施しております。

なお、研修では、子ども未来局の職員も講師を務めるなど、教育委員会と子ども未来局が連携して取組を進めております。

取組の概要については、以上でございます。

具体的な取組内容等につきましては、4ページ以降に第3次推進計画の体系に沿って掲載しておりますが、その中で何点か主なものを個別に説明させていただきたいと思っております。

まず、8ページをご覧ください。

教育委員会の「人間尊重の教育」推進事業の一つとして、さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」について掲載しております。

これは、全ての札幌市立小・中学校の子どもから一人一人を大切にすることをテーマとして集めた意見を基に、各代表の中学生による子ども運営委員会が中心となって策定した合言葉でございます。

続きまして、9ページ目になります。

先ほど、取組の概要でも取り上げましたが、子ども議会について掲載しております。

令和4年度は、3年ぶりに対面開催を再開しまして、子どもたちの思いを引き出し、より活発な話し合いが行われるよう、専門のファシリテーターを配置して実施しました。

子ども議員は、下に載せてございますが、自ら設定した市政に関する五つのテーマについて、グループに分かれて話し合いを重ね、まとめた意見を市長に直接報告しました。

例えば、上から四つ目、いじめ相談のテーマでは、毎年、学校で行われているいじめに関するアンケートが答えやすいかどうかを子ども議員自身が自分の同級生などに聞き取り調査をした上で、こうすればもっと答えやすいというアンケートの設問を自ら考え出して、市長に発表したというものがありません。

続きまして、めくっていただきまして、10ページ目の真ん中、③の各区におけるまちづくりの子どもへの参加と市政における子どもの意見表明の機会の促進の主な取組としまして、表の真ん中にあります札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方検討委員会について掲載しております。

このコミュニティ・スクールとは、家庭、地域、保護者、その他子どもの育成に関わる人たちが、これまで以上に連携協力を強化して目指す子ども像を共有し、必要な取組を話し合う仕組みである学校運営協議会を置く学校のことです。現在、札幌市が導入を目指しているものです。

この検討委員会において、PTAや町内会の関係者の方などに加えて、子どもの意見を取り入れるため、地域の高校生2名の方に参加いただきまして、コミュニティ・スクールの役割や、子どもの意見を取り入れ方などについてご意見をいただいたところでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

中段（３）、①ヤングケアラー支援に向けた取組でございます。

まず、一つ目ですが、ヤングケアラー交流サロンになります。

令和４年１０月から、主に高校生を対象に、当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ交流できる居場所機能と、必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を備えたヤングケアラー交流サロンを開設いたしました。

そして、２１ページのヤングケアラー支援ガイドラインになります。

関係機関が連携し、必要な支援につなげていくことを目的として、令和５年１月にこのガイドラインを策定し、さらに、支援の実効性を高めるために、ヤングケアラーやその家族と関係する職員や地域関係者を対象にその下に書いてありますヤングケアラー支援研修を開催いたしました。

続きまして、２２ページの下段、③社会的養護児童に向けた取組です。

児童相談所の取組でありまして、子どもの権利ノートについて掲載しております。

このノートは、児童養護施設や里親等に措置されている児童に対し、措置先で安心した生活を送るために必要な子どもの権利についての理解を促すことを目的に作成したものでございます。

内容は、措置先や子どもの年齢、理解の程度に応じたものになるよう工夫しておりまして、措置先で想定される子どもの悩みや疑問を取り上げて、例えば、自分の気持ちは言えるのという問いには、あなたの気持ちや思ったこと、してほしいこと、分からないことは何でも施設の職員に言うことができますと答えるなど、子どもの気持ちに寄り添う記載となっております。

続きまして、２３ページの上段、④の枠囲みの中に、令和５年３月に策定した子ども虐待防止に関する職務に従事する職員育成ビジョンについて掲載しております。

この職員育成ビジョンでは、職員の育成に当たって、子ども虐待防止に関する職務に従事する全ての職員が持つべき理念や具体的な支援場面について、全職員が取るべき行動を柱として規定しており、策定後は、全庁に通知するほか、関係部局の職員には冊子も配付し、全職員への周知を図りました。

続きまして、その下の⑤です。

令和３年８月から開始した困難を抱える若年女性支援事業LINKについて掲載しております。

この事業は、様々な困難を抱える１０代後半から２０代の女性を主な対象に、支援を必要としている方とつながり必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業でございまして、令和４年度の実施状況を表に掲載しております。

報告書についての説明は以上となりますが、今回の内容につきましては、本日、ご意見をいただいた後、市長への説明を経て、最終的には札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

なお、報告書の内容は、昨年度の取組に関するものでございますが、皆様からは、今後

の第3次推進計画に基づく取組をより効果的なものとしていくためにも、改善点や取組の工夫について、ご意見等をいただきたいと考えております。

ご質問のほか、感想などでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○寺島委員長 それでは、以上のご説明を踏まえまして、令和4年度を取組状況報告に関し、ご質問、ご感想を含めて、ご意見はございますか。

この委員会は、18歳未満の方も委員になっていらっしゃる所が大きな特徴でありますので、18歳未満の委員の方もご遠慮されることなく、どうか積極的にご発言いただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○K委員 本来ならば、会場に行って発言すれば一番よかったのですが、移動時間がなくて、間に合わないため、本日は、オンラインで参加させていただきました。

幾つかご質問ですけれども、まず、1ページ目の子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況についての推移のパーセンテージとまとめのところですが、「当初値に比べて」というふうに、当初値を起点にして、増えたか、減ったかということをもとめ、文章に書かれた意図はどのような点にあったのかは気になりました。

前の期の第6期は、当初値を基準にした書き方ではなかったと認識しているのですが、何ゆえ、当初値という平成30年度の統計数値を基準にして、前年度ではない形にしたのかをお聞きしたいと思います。

それから、「自分のことを好きだという子どもの割合」がほぼ横ばいの推移になっていて、目標値が80%というかなり大きな数値が設定されておりますけれども、横ばいの中で80%の数値を立てるのは非常にハードルが高くなるのではないかという気がするのですが、この横ばいについての何か理由、どうして横ばいになっているか、感じる事があれば、ご説明していただきたいと思っております。

三つ目は、2ページに子どもアシストセンターの取組が出ていまして、その中の「調整活動」の件数の内訳に市のスポーツ局1件とあります。もし差し支えなければ、どんなような案件だったのかをお聞きしたいと思います。

それから、私は、地域の立場でこの委員会に参加させていただいているわけですが、この子どもアシストセンターで名刺サイズの小さなカードを配付しているとお聞きしておりますが、サイズが小さ過ぎるのではないかという意見が実は地域から出ています。その点について、今日は会議があったので、地域からこういう声が出ていますとお伝えさせていただきます。

それから、四つ目は、いじめ対応でピアサポート活動に重点を置いた研修が行われているのですが、ピアサポートというのは同じような痛み、似たような経験をした者同士が支え合っていく関係の営みであると専門的には言われているのですが、実際にこの研修をやってみて、子どもたちの反応としてどんなものが出ていたのか、もしあるの

であれば、お聞きしたいと思っております。

それから、今日は児童相談所の課長がお見えなっているので質問するのですが、児童相談所の通告件数と取扱件数が減っております。ただ、どうも私の感覚では、児童虐待が減少してはいないのですけれども、実際に取扱件数や通告件数が減っているというところで、もし補足的な説明があるのであれば、児童相談所の課長にご説明していただきたいです。

それから、オレンジリボンは、主任児童委員も全員、地域協力員の研修を受講しているのですけれども、この研修の在り方について、これは一回やったらもう終わりなのです。2回目は受けなくていいとなっているので、できれば、今後の児童虐待の対応は、札幌市としても考えていかなければならないことだと思うので、オレンジリボンの地域協力員の研修を、例えば、5年ごとに更新させる形で見直していくことも必要ではないかと思うのですけれども、その辺り、もしご意見があればお聞きしたいと思います。

○寺島委員長 今、ご説明があった点につきまして、事務局からご説明いただくことはできますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、私からお答えしたいと思います。

まず、1 ページ目の当初値と比較している理由です。

子どもの権利推進計画策定時の状況はどうか、それに対して取組を行っての成果はどうかということで、年次ごとの動きを見ていきますので、最初に比べて計画の1年目、2年目はどういうふうになっていったかと比べていく必要があると考えて、当初値を比べて載せております。

それから、当然、昨年度との比較が大事なところだと思っているのですけれども、この3年間は、特にコロナ禍で、数値がコロナの影響によるものなのかどうかもあって、令和2年度、3年度は、特に数字が大きく動いたところもあります。そういったところの分析を加えると、目標値との比較がなかなか難しいということもございまして、長い目で数年間の経過を見て、長期的なスパンではどうかというところで分析を載せたものとなっております。

2点目の「自分のことを好きだと思う子どもの割合」について、80%はハードルが高いということは、ご指摘のとおりだと思います。

この理由ですが、確かに、ずっと横ばいでもございます。自分のことが好きだという自己肯定感、あるいは、自分が誰かの役に立てたと思えるような経験をたくさんしてもらうことが大事だと考えているのですけれども、この辺の分析につきましては、一つの考えとしては、やはりコロナ禍の影響で子どもたちが自分について自信を持ったり、誰かの役に立ったりといった体験をできる機会が少なかったことも影響しているのかなと考えているところです。

次期計画におきましては、この目標値が本当に妥当なのかどうかも含めて、ご意見をいただきながら策定していきたいと考えております。

それから、3点目の子どもアシストセンターのスポーツ局になります。

こちらは、個人情報に関係もあるので、あまり詳しくお話しできないのですが、障がいをお持ちのお子さんがスポーツに参加するのに当たって、学校としてももう少し配慮してもらえないかというご相談を受けまして、どこまで対応できるのか、スポーツ局と調整をしたケースと記憶しております。

4点目の子どもアシストセンターが配付しているカードは、恐らく、地域の方がおっしゃっているのは、こういったカードかと思います。確かに、名詞サイズでお子さん方に配っているものであります。小さ過ぎるということで、確かに、小さいのですが、こちらは、例えば、お子さんが筆箱の中に入れておいて、何か困ったときに取り出して、そういったものをもらっていたなということで、なるべく邪魔にならない、いつでも持っていられるようにという意味も込めてこのサイズにしているという点があります。そういったご意見も踏まえまして、今後の啓発活動におきまして、こういったものがあるのか、検討していきたいと思っております。

○事務局（アルティ研修担当係長） 私は、教育委員会教職員育成担当課のアルティと申します。よろしくお願いいたします。

ピアサポートの教員研修についてお答えいたします。

まず、こちらの研修は、教員向けの研修ということで、先生方がピアサポートに関する研修を受けて、それを学校に戻ってから自分が関わる子どもたちに実践してみたり、校内のほかの先生方に伝えていくようなことで、振り返りアンケートなどからは、大変勉強になったという前向きな意見が多数寄せられておりました。

子どもがどういうふうに変ったかまで押さえていないのですが、先生方の中ではかなり前向きに捉えられている例年やっている研修になります。

○事務局（藤崎家庭支援課長） 私からは、2点ご質問にお答えしたいと思います。

まず、虐待件数が減っている理由でございます。

資料でいきますと、19ページの下の表の児童虐待取扱件数、それから、20ページ目の児童虐待通告受付件数の数字がございますが、いずれにしても、この二つの表は、令和元年度を境に、令和元年度は2,401件、2年度になりますと増えて2,562件、3年度は2,402件、4年度が減って2,286件でございます。

通告件数も、同じように、令和元年度を機に2年度が一番多い件数となっております。

これにつきましては、令和元年度の6月に2歳児の死亡事案がございまして、それを機に地域の住民の方々、それから、関係機関から虐待の通告が多数寄せられて、それで件数が高くなっている状況でございます。

それに伴いまして、札幌市といたしましては、児童虐待の防止、予防という取組を進めてまいりました。

令和3年度までは横ばいでしたが、4年度には数が減っているところでございます。これは、やはり今お話をしました児童虐待防止の予防、取組による成果ではないかと考えております。

例えば、先ほどお話がございましたオレンジリボン運動、地域の方々に見守りを行っていただいて、心配な場合は児童相談所にすぐ通報、通告いただく、そのような防止活動、予防、見守り活動にご協力をお願いしてきたところでございます。

そのほか、学校、保育園、幼稚園、病院など、関係機関の見守りもさらに強化して、虐待に至らない前に心配なことがあれば、すぐ児童相談所に相談してほしいといった呼びかけも行っております。

それから、一度、虐待という理由で児童相談所が関わって相談を受けた方々については、これを繰り返さないような形で、児童相談所をはじめ、関係機関が継続的に関わって相談を行う、そのような取組をここ数年行ってまいりました。

直接の因果関係は、すぐそれがこの数字に結びついているという検証はまだでございますけれども、一旦、そのような見守り、防止活動をこれまでの間、行ってきたことが影響しているのではないかと考えております。

それから、2番目のオレンジリボンの研修の在り方でございます。

貴重なご意見をありがとうございます。

これにつきましては、確かに、児童福祉法につきましては、平成28年度を機に本当に度重なる改正が行われて、内容も複雑、それから、多岐にわたっております。そういう法律の変化、改正の内容も周知していくことが必要だろうと考えておりますので、K委員のご意見につきましては、所内で共有したいと考えております。

○寺島委員長 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

○F委員 2ページ目の子どもアシストセンターへの救済の申立てというところで、申立てが1件寄せられて、その後、調査対象外としたとありますが、どれぐらいの期間で調査を行い、どれぐらいの人数で検討をして、結果、対象外という決定にどれぐらい時間がかかったのか、その後、申立てを寄せられた方が対象外になった後、子どもアシストセンターではどのようなことがなされていたのか、お聞きしたいと思いました。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 救済委員2名、調査員3名、相談員7名おりますが、こういった案件につきましては、救済委員2名ともかかわった中で判断しているところでございます。

期間的には、大体3週間程度かかっていたかと思えます。内容を精査しまして、どういったことができるかを検討した結果、国の制度全体に関わることで、その制度が変わらない限りは救済が難しいといった案件だったものですから、ここで、救済のための判断が難しいということで、対象外にしたものでございます。

ですが、この件につきましては、この申立てをされた方の意向も踏まえまして、関係部局には、こういった意見があったことを子どもアシストセンターからもお伝えしてご検討をお願いしたいということでお話をしたところでございます。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○B委員 質問ではなくて、率直な感想を2点申します。

私も初めての委員で、ここで得た情報のみですから、もしかしたら、既に取り組があるというご指摘があるかもしれないのですが、まず、一つ目は、大人も含めて、権利について考える活動がもっとあってもいいのかなと思いました。

私は、長年、ドイツに住んでいたのですが、ドイツでは、子どもの権利と義務がセットで示されていて、具体的に、ドイツで子どもの義務として定められているのは、生計を共にする両親の下で育っている限り、経済的にもその両親の下でという場合には、年に応じた、具体的に何歳ではこういう手伝いを家でする、例えば、寝なさいと言われたらきちんと寝るなど、すごく具体的に義務も一緒に提示されていました。

子どもの権利委員会で義務についてを話したらどうかのかなと思いつつも、私は、やはり権利と義務はセットで考えるべきかなと思っています。それは、逆に、子どもの権利を考えると、親の義務を考えることでもありますし、子どもの義務を考えたときには、やはり子どもがきちんと社会のメンバーの一部として、一人として、ただ弱くて守られるではなくて、やはり彼らの年に応じた社会活動における、家庭というものが社会活動の中で一番小さな単位だと思うのですが、それが例えば学校での活動にも友達との関係にも関係しますし、権利も大事だけれども、同時に、義務をもっと考えてもいいのかなと思いました。

それが子どもの権利にかかわらず、親も日本の社会全体の中で自分の権利と考えると、子どもの権利に限ったことではないという話になってくると思いますので、すごく重要な話だと思うのですが、それがこの子どもの権利条例という段階で議論されてもいいのかなと思いました。

もう一つは、私が母親として、娘は小学校3年生ですが、実際に子どもがパンフレットを持ってきてこんなものを配られたと言っていた記憶もありますし、あとは、例えば授業参観でも先生が子どもの多様な意見をしっかり聞くような姿勢がすごく見られたりなど、日常でも気づくことが時々あります。

ただ、母親として、保護者として、権利がある、権利条例として示されると、別に子どものことをたたいもないし、時々怒ったときには何かを言うけれども、ある程度守られているのではないかと思いがちですが、この権利条例に書かれていることは、先ほどの漫画で言えば、本当に日々の一つ一つのコミュニケーション、やり取りだと思ったので、子どもの権利を全面に出さなくても、例えば、コミュニケーションという名目で、保護者、子どもと一緒にワークショップを開いたら、きっと、これから教育の中でコミュニケーション力は本当に大事な要素になると思いますので、それが保護者と子どものコミュニケーション、また、子どもと子どものコミュニケーション、先生と子どものコミュニケーションという形で、権利を具体化したのが本当に日々の人とのやり取りだと思うので、そういった点に焦点を当てて、ワークショップを開いたらいいのではないかと聞いていました。

○寺島委員長 今の点について、事務局からコメントや補足のご説明はございませんか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 1点目が大人も含めて、もっと権利について考

える活動があってもいいというご意見でした。

大人も子どもも含め、発達に応じた中身でということと、権利と義務がもっとセットでもいいところだと思いますので、今後の啓発活動の中で、そういった視点を取り込み、どういうふうに生かしていけるか、考えながら進めていきたいと考えております。

もう一点目が、もっと日々のワークショップ、コミュニケーションの中でというのはおっしゃるとおりだと思っております、我々も、例えば、ワークショップをやるときに、お子さんを入れて子どもの意見を聞くといった取組の中で、権利を感じていただければと思っているところでございます。

やっているつもりではありますが、まだまだだと思しますので、今後も機会を捉えて、子どもの権利を実感できるような啓発活動を進めてまいりたいと思っております。

○寺島委員 ほかにございませんか。

○E委員 私は、皆さんのようにたくさん経験してきたわけでもないし、知識があるわけでもないのですけれども、里親という一つのところから私の感じたことを話させていただきたいと思います。

里親は、現段階で助けを必要としている児童に対してすごく足りていない状態です。

○G委員 里親とは何ですか。

○E委員 里親というのは、養子とはまた違うもので里子というものがありまして、親が親権を手放していないけれども、親が育てることが難しい子どもたちというのが私の簡単な認識です。そういった子どもたちを、親権は元の親が持っている状態で一時保護するというのが里親です。

私の家は短期の里親で、短い期間で何人もの小さい子どもを預かっているのですが、それでも足りていないのです。その中で、先ほど質問があったように、子どもたちは里子も里親も何か知らないのですよ。私も母親がその話を持ってくるまで全然知らなかったです。すし、私の友人にその説明をしたときに、毎回、里子と養子は何が違うのかだったり、里親はどうやったらなれるのかという質問が来るのです。

これは私が感じたことですが、里親をする上で子どもの協力が絶対に必要なのです。里親をやる上で、親の負担がどんどん増えていって親が大変になる、その結果、家族の中でいろいろ問題が起きたら元も子もないです。だからといって、親が全部一人で行えるかといっても、できない場合も結構あります。ですから、子どもたちの理解は結構大事だと思います。

例えば、私の家でも父親から虐待を受けた子が来たことがあったのですけれども、その場合は、私と父親に関してはほとんど使い物にならない状態でした。ですから、私の母親、妹、そして、弟が大丈夫だったので、小さい妹と弟がよく助けてくれたのですが、そういう理解も必要になってくると思うのです。

ですから、子どもたちが里親について知る、また、大人たちも里親について知る取組が現段階でどういうことがされていて、それが実際に足りているのか、私は足りていないと

思ったので、足りているのかということについて、どういうふうな見解かを聞きたいと思います。

○寺島委員長 それでは、今、ご質問があった点について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局（藤崎家庭支援課長） まず、里親の現状ですけれども、今、札幌市内に里親として登録している数は411世帯ございます。これは平成30年度、5年前は246世帯ですので、5年前から比べると、里親の方が倍近くに増えております。

なぜこのように里親の数が増えているかといいますと、これは札幌市だけではなくて全国的にそうですけれども、平成28年度に児童福祉法の大きな改正がありました。ご家庭で何らかの理由で生活が難しいお子さんを児童相談所で預かって、その次の生活する場所を考える際に、もちろん児童養護施設などをお願いしているお子さんが非常に多かったですし、今でもそうですけれども、国の大きな方針として、お子さんにはできるだけ家庭的な雰囲気の中で生活するよという家庭養護という考え方を出してあります。それで、この間、札幌市も家庭養護の場所として里親の方をどんどん増やしていく、受皿を増やしていくという取組をしてきてあります。

今、里親を増やす、里親の理解を促すことについては、実は、令和3年度から里親を支援機関、フォスタリング機関という名前ですけれども、そのような機関をつくって、そこに札幌市が業務を委託して、里親をもっと増やして、そして、里親の方に研修を行って、それから、お子さんを預かった里親の支援をしていこうという一連の流れをお願いして、できるだけ家庭養護をできる里親を増やしていこうということで、今、取り組んでいるところです。

そのフォスタリング機関は、市内に3か所ございます。一つは、乳児院というところで、これは白石区にありまして、主に2歳未満の小さなお子さんの支援を行っている法人にお願いしています。

それから、社会福祉法人常徳会という、北区新琴似にある児童養護施設を運営している法人にお願いしています。

もう一か所は、社会福祉法人麦の子会というところをお願いしております。そこは、障がい児のあるお子さんの支援を中心に行っています。

そのように、お子さんの支援を専門的に行っているところと協力しながら、里親になりたい方、それから、里親のことを理解していただくような広報活動を行って、研修を行って、実際にお子さんを預けた後、里親の相談に乗ったり支援を行っております。実際に里親のお宅に訪問して、日々の悩み、どのようなことを問題に感じているのか、決して里親だけに任せるのではなくて、我々児童相談所や、今、お話をしたフォスタリング機関という専門職員と一緒にしてお話をし、預けたお子さんの支援をどういうふうにするかを一緒に考えていく、今、そのような体制をつくっているところです。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○L委員 今、里親という難しい話の後に感想チックなことになってしまうのですが、私は、中学校1年生のときに、今、皆さんのお手元にある子どもの権利のパンフレットを社会科の担当の先生から配付されました。私は、国の附属札幌中学校だったので、地域の中学校の友達に聞くと、何かこれは1年生のときに渡されて、そのままにしてしまったという子が結構多くいたのですけれども、私の学校は社会科の先生がすごく優秀だったので、これを1年ごとにちゃんと授業時間に書かせてくれて、また、なくしたら困るからと一回回収して、2年生になったら2年生のところを書こうねというふうに1年ごとに扱って、中学3年生の最後に全部書いて、これは家で持っていてねということを授業を通してやっていただけたのです。

私も1年生や2年生の頃は、あまり悩みとかもなく、これもこういうものがあるのだという授業感覚で学んでいたところが多かったのですけれども、3年生のときに進路や家庭の関係で悩みがあって、その悩みをどうしたらいいのだろうということに陥ったタイミングで、これをもう一回授業で扱っていただけたので、これは、ちょっと相談してみようと思って、子どもアシストセンターにも相談させていただきました。また、学校の先生にも協力していただけて週1などで面談して、何とか無事に受験をすることができたのです。

やはり、先生方は授業をつくるのですごく忙しいとされていて、授業の時間を使うのはすごく無理なお願いなのかもしれないのですけれども、教育委員会の方々がこれを授業で毎年扱うようにしていただけたら、中学1年生のときは理解できなくても中学3年生になったら理解できるということが結構あると思っています。公民の授業とリンクさせたりすると、もっと理解が深まる気がするので、これを有効活用できれば、これの意味がもっと出るのかなと思いました。

もう一点は、私の悩みにも関わってしまうのですけれども、こういう権利はいじめやヤングケアラーというテレビで扱われるような難しいものばかりかなと私自身もずっと感じていて、友達も人間関係や親との関係ですごく悩んでいるのに、これはいじめやヤングケアラーの方に比べたらどうってことないことだ、自分でどうにかしなければいけないことだという変な強気な意識で頑張ろうと思ってしまうのです。ただ、そう思っているときはいいけれども、それがいつか崩れるから、その崩れたときに、私たち友達も助けられない状況にたまに陥っていることもあるのですよね。その前に、いじめやヤングケアラーではなくても、普通に親と関わっていて、親から言われてちょっと嫌だったという、その一言でも先に言っておけば、後から何か違うことがあってもまた先生に言おうとか、また相談させてもらおうという気持ちになれて心は結構楽になる気がしているのです。

ですから、子どもたちに子どもの権利を説明するときに、いじめとかの強いことではなくても、少し親ともめて何か嫌だったら誰かに相談するという話をするすることで、もっと子どもたちが抱え込まないで過ごせるようになるのかなと思いました。

○寺島委員長 今の点について、何か事務局からコメントや補足はございますか。

○事務局（吉田企画担当係長） 教育委員会の教育課程担当課の吉田と申します。

今、中学校の授業の中で、子どもの権利を学ぶ機会があって、大変自分のためになったというお話でした。

札幌市教育委員会でも、子どもの権利や子どもの声を聞くという取組は非常に重要だと考えております。

例えば、今のパンフレットの活用等に関して言うと、学校の中では、学習指導要領という、ここの学年でこういう内容を学びますということが国で規定されております。例えば、公民の学習では子どもの権利という扱いもあります。

教育委員会では、学習内容に合わせて、こういう資料が使えますよということを、教育課程編成の手引という先生方向けの資料として、例えば、この單元では、子ども未来局が出しているこういう資料を活用できますよということをもつづけて授業をつくれるような案内を作成して出しているところです。ですので、先生方も子どもたちの様子に合わせて、何を活用するかを工夫して授業が行われているところです。

L委員の学校の先生は、今、この子たちに、この子どもの権利のパンフレットが非常に重要だと考え、それを毎年活用されたではなかったかと思えます。

また、教育委員会では、アンテナの高い先生を育てていくことを重要視しております。

そういった点で、資料2の8ページにある「人間尊重の教育」推進事業におきまして、子ども一人一人を大切にするというテーマを市内の全教職員と共有して授業を進めているところです。こちらに関しては、子ども一人一人が大切にされていると実感できる学校づくりを皆さんとやっていきたいと思いますというふうに進んでいる授業で、こういった中にも、やはり先生方の意識を向上させていくことが重要だということをお話しております、教育委員会としてもしっかり発信し、周知しているところです。

○寺島委員長 それでは、ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

○C委員 資料25ページの「いじめなど不安や悩みを身近なところに相談する子どもの割合」について質問があります。

今、令和4年度のアンケート結果では、小学生、中学生の9割以上の人が誰かしらに相談するとあります。これは、悩みやいじめに関するアンケート調査結果ということですが、私がほかの会議で北区の校長に聞いたところ、いじめアンケートでは、結構な割合の子どもが悩みを誰にも相談しないと答えていて、ちょっと問題に感じているという意見もありまして、この数字との乖離があるので、このアンケートは誰にしたのかということが質問としてあります。

次は、全体を通しての意見になります。

子どもの施策全般について検討されているものだとは思いますが、学校という切り口での検証が必要ではないかとひとつ思いました。学齢期のお子さんは学校で過ごす時間も長くて、学校における子どもの権利も重要だと思います。学校の項目が資料の13ページ以下で幾つか取り上げられていて、例えば、相談支援パートナーやスクールカウンセラー、いじめアンケートなどがあるのですが、それ以外にも、特別支援教育や、

さっきちらっと話が出ていました洋式トイレなどの学校設備を含む教育環境の整備状況の検討の必要もあるかなと思います。

資料として網羅するのは大変ということであれば、今、教育委員会のホームページ上で行政評価結果がすごくいろいろな項目で出ているので、そういうものをつけていただくと、学校における施策全般が見られていいのかなと思います。これだと、学校における子どもの人権がどういう全体像なのかが分かりにくくて、それこそ、いじめや重い問題だけみたいな感じがするので、もう少し全般的な資料もあつたらいいかなと思いました。

2点目は、9ページに子どもの参加・意見表明の促進と書いてあるのですが、学校における子どもの参加・意見表明にも着目して何かまとめをしておいたほうがいいかなと思いました。具体的に、学校における子どもの意見表明は何かというと、皆さんが真っ先に思いつくのは生徒会だと思うのですが、そのほかにも、校則や制服について、伝統的には学校、教育委員会で決めてきたと思うのですが、それこそ、子どもたちが自分たちに関係するものとして参加できるといいのではないかなと思います。

子どもの権利せんりゅう・ポスターにも、自分らしく、違っていい、自由にとということが選ばれていますけれども、やはり学校になると、みんな同じで、今は違うかもしれないですが、制服は男の子はズボンでなど、いろいろあります。また、札幌市では一時期は休み時間における生徒の教室の移動の制限が問題だという報道がされていました。今、それはどうなっているのかは分かりませんが、制服や校則などの自由を制限するものについては、合理性や、制定や改定に際して児童生徒の意見表明、関与を促す取組をすべきではないかなと思います。

既に行っているのであれば、取組例を公表することもいいかなと思います。

これは私立の例ですが、新陽高校では校則を廃止して生徒と話し合って規則を定めましたという取組もあつたので、そういう取組例もいいかなと思います。

あとは、令和3年6月8日に、文科省から校則の見直し等に関する取組事例の連絡もあつて、道教委は、道立学校について、校則の実態調査をしているのですが、そういうことをやってもいいのかなと思いました。

3点目は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を増やす必要があるのではないかなと思いました。

前回はスクールソーシャルワーカーについても資料に載っていたと思うのですが、今回は抜けているのか、分からなかったのです。これも資料では分からなかったのですが、令和4年度の札幌市の事業評価調書によると、スクールカウンセラーの予算は約2億5,000万円で、令和2年度からほぼ横ばいになっておりました。スクールソーシャルワーカーの予算は約3,200万円で、これも令和2年度からほぼ横ばいになっていました。これが十分なのか、よく分かりません。

スクールソーシャルワーカーについては、まだ多くの支援のニーズがあり、体制を拡充できるように検討する必要があると指摘されていましたので、これから議会に報告があ

るということですから、予算の拡充をして設置を増やすべきではないかと感じました。

札幌市は、スクールソーシャルワーカー以外にも、子どもアシストセンターや支援員やサポーターの制度があるので、一概に比較はできないのですが、スクールカウンセラーについては2億5,000万円に対して、札幌市より若干人口の少ない福岡市では4億8,000万円の予算となっています。スクールソーシャルワーカーについては、札幌市は3,200万円に対して、人口が57万人の鳥取で平成26年度で約3,000万円だったので、ほかの項目との兼ね合いもあると思うのですが、予算を増やせるのであれば、もっと拡充できたらいいのではないかと思います。

○寺島委員長 今のC委員のご意見について、事務局から何かご説明等や補足はありますか。

○事務局（山田指導主事） 札幌市教育委員会児童生徒担当課の山田と申します。

たくさんお話がありましたので、当てはまる部分についてお答えしていきたいと思いません。

悩みやいじめに関するアンケートのパーセンテージについてお答えいたします。

こちらは、札幌市内の全校種において、11月に、悩みやいじめに関するアンケートということで、一斉にアンケート調査を行っております。そちらを集計した結果がこの資料でも反映されていまして、パーセンテージとして誰かに相談できるというのがおおむね90%あるのですが、それが果たして本当にそれでいいのか、相談できない割合10%を少ないと捉えるか、それでもたくさんいると捉えるかということで、客観的な数字しかないのですけれども、捉えは様々あるのかなと思っております。

教育委員会としては、本当は、これは100%になってほしいという願いはもちろん持っております。アンケートの後には様々な聞き取りを行ったり、あるいは、先ほど子どもアシストセンターの小さなカードがありましたけれども、市内に4年生以上の全児童生徒に対して、相談窓口周知カードを配付しています。それから、今は1人1台端末が当たっていますが、そちらからリンクを貼って相談窓口周知カードに飛ぶような仕組みもいろいろ考えて、とにかく、誰かに相談できることを目指して取り組んでいるところでございました。

それから、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのお話もございましたが、まさにおっしゃるとおりで、これは資料2の13ページを見ていただくと、スクールカウンセラーの配置時数ですが、小学校69時間と示されております。我々も、これで十分足りているという認識ではなくて、今、ご意見をいただいたように、スクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカーそれぞれ配当時間を増やしていけるように、今、検討して体制拡充ということでやっております。

同じ思いでよかったなと思います。本当にありがとうございます。

○寺島委員長 ほかに、ご意見はございませんか。

○H委員 ヤングケアラーの件に関しまして、資料の21ページの数字と内容の確認をさ

せていただきたいと思います。

研修について、基礎編研修と実践編研修をされているかと思います。こちらは、どういった受講対象が実際に受講されているのか、例えば、363名が受講されていますが、この方たちの割合について、大体でいいので、教えていただきたいと思います。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 今、内訳の数値を持っていないのですけれども、本当にいろいろな分野からご参加いただいています。例えば、福祉関係で介護事業者の方や、病院関係の方、学校の先生、行政や区役所の職員、本当に各分野から満遍なく参加いただいていると記憶しております。

○寺島委員長 ほかに、ご質問、ご意見等はございませんか。

○G委員 子ども議会の件で質問と意見です。

私は、子ども議会に子ども議員として参加させていただいたのですが、この資料には「自ら設定した市政に関する5つのテーマ」とありますけれども、設定する範囲がある程度決められていて、その中でも方向性の修正という形で大人の手が大分加えられていたと思うのです。

それで、この子ども議会はまちづくりについての話し合いだったのですが、まちづくり以外にも、学校の話も話せるような子ども議会があったらいいなと思います。

もう一点、質問ですが、資料2の10ページの提案・意見募集ハガキなどで集まった意見は、札幌市のどのようなところで、どんなふうに話し合われているのですか。

○寺島委員長 それでは、ただいまご質問とご意見があった点について、事務局からご説明いただければと思います。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、子ども議会についてですが、令和4年度の子どもの議会に関しては、まちづくり戦略ビジョンに関するテーマをこちらで設定して、その中からやりたい項目を選んでいただく感じだったので、市政に関することとして限定された感じだったのかなと受け止めています。

学校や身近なことが話し合えるような子ども議会というご提案ですので、こういったような形でテーマ設定をするか、今後の事業を進めていく上での参考にさせていただきたいと思います。

もう一点は、はがきの件ですが、それぞれ快適に過ごせる学校施設についてと、さぼーとほっと基金の活用についてということで、10ページに二つテーマを上げております。

本当にご意見をいただきまして、ここに書いてあるそれぞれの課に内容を全部お伝えしまして、それを見ていただいたというものになっています。その中で、すぐには反映できないかもしれないのですけれども、こういった意見があるということ踏まえて、例えば、学校の施設改修に生かしていきたいし、さぼーとほっと基金についていえば、SNSを使った広告といろいろご提案をいただいていますので、啓発活動をしていく中で検討していきたいという回答をもらっています。それも、こちらの広報紙の中で紹介しております。

○寺島委員長 予定していた終了時間に大分近づいてまいりましたけれども、ほかにご質

問、ご意見等はございませんか。

○J委員 お話を伺っていて、札幌市はすごいなと思いました。さっき言っていたこれは北海道教育委員会ではできていないなと思っていて、これを中学生全員に配っているのかと思ったら、すごいな、お金があるな、恵まれているところもあるなと思いました。

私も養護教諭を育成している立場ですから、学校の中の教育相談体制が充実していないと、外側の関係機関につながるものがなかなか難しいかなと思っていて、中でも、養護教諭は、校内外の連携のコーディネーター的な役割が求められているので、自分としてもできることは何だろうと今考えながらお話を伺わせていただいたのです。

学校の教育相談体制を充実させるためにどんな取組をされているのかということで、研修をされていると思うのですが、その場で研修を受けただけでは学校の中で還元されるのはなかなか難しいと思うので、何かあったらお聞かせ願いたいです。

それから、札幌市はスクールソーシャルワーカーの有資格者がどれぐらいいらっしゃるのかをお聞きしたいと思っています。

平成20年から始まっている取組ですから、学校でもどうやって活用したらいいかなかなか根づいていないのではないかなと思うのです。それについて、何かされていたら教えていただきたいと思いました。

○寺島委員長 それでは、今の点について、事務局からご回答をいただけますか。

○事務局（山田指導主事） スクールソーシャルワーカーについては、札幌市は、今現在、有償ボランティアという位置づけで19名で体制を組んでやっております。学校から申請を受けて対応する形になっておりますが、有資格者は14名になります。その14名と、プラス巡回相談員という役割が別な者5名で学校を回って対応しているのが現状でございます。

先ほどもご意見がありましたとおり、これでは十分ではないという認識でおりますので、本当に拡充して相談支援体制の一助として広げていけるようにしていきたいと思っております。

○寺島委員長 それでは、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 これで、本日の議題、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和4年度取組状況の報告についての審議は終了いたします。

活発なご意見をどうもありがとうございました。

本日の委員会全体を通してご意見等のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 それでは、事務局にお戻しいたします。

## 5. 閉 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 寺島委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、こんなにたくさんのご意見いただけて、本当にありがたく思っております。これからの施策に生かしていきたいと考えております。

本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

次回の委員会開催は、9月から10月頃を予定しております。

今回の議題ですが、一つ目が今年度策定する次期（仮称）第2次札幌市子どもの貧困対策計画の計画素案について、二つ目が次期第4次子どもの権利に関する推進計画の来年度の策定に向けて今年度実施する子どもに関する実態意識調査の内容について、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

開催に当たっては、改めて皆様のご都合などを確認の上、ご案内いたしますので、その際には改めてましてご協力をお願いいたします。

本日は、お忙しいところを長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

○寺島委員長 皆様、お疲れさまでした。

途中、私の進行に不手際等もございまして、大変ご無礼いたしました。申し訳ございませんでした。

本日は、お忙しいところをどうもありがとうございました。

以 上